

各施設・事業者の長 様

鳥取市こども家庭センター所長  
( 公 印 省 略 )

家庭支援事業等における事故の報告等について (通知)

日頃から、本市の児童虐待防止対策につきましては、格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和 6 年 3 月 2 2 日付こども家庭庁、文部科学省通知 教育・保育施設等における事故の報告等について及び令和 6 年 3 月 2 8 日付鳥取県子ども家庭部子育て王国課長通知 特定教育・保育施設等における事故の報告等についてに基づき、本市における子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業の事故の報告等について、別紙のとおり策定しました。

併せて、家庭養育サポート事業についても本市への報告等について整理していますのでご確認をお願いします。

なお、本通知に係る詳細 (事故報告様式・関係通知等) については、鳥取市こども家庭センターホームページに公開していますのでご参照ください。

(<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1741588794217/index.html>)

記

1 添付資料

- ・報告様式一式 (国が示している共通様式)
- ・別紙 1 家庭支援事業等における事故等発生時の報告及び対応について
- ・別紙 2 家庭支援事業等における事故対応に係る安全管理マニュアル

2 関連通知 (国・県通知)

【国報告】

- ・特定教育・保育施設等における事故の報告等について  
(令和 6 年 3 月 2 2 日付こども家庭庁、文部科学省通知)

【事故対応関連】

- ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて  
(平成 2 8 年 3 月 3 1 日付内閣府、文部科学省、厚生労働省通知)

【見落とし等事案関連】

- ・保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について  
(令和 4 年 4 月 1 1 日付厚生労働省、内閣府事務連絡)

【県報告】

- ・特定教育・保育施設等における事故の報告等について (通知)  
(令和 6 年 3 月 2 8 日付鳥取県子ども家庭部子育て王国課長通知)

【担当】

鳥取市こども家庭センター児童相談係 大麻  
〒680-0845  
鳥取市富安 2 丁目 138-4  
鳥取市役所駅南庁舎 1 階①窓口  
電話 : (0857) 20-0122  
E-mail : kodomo-soudan@city.tottori.lg.jp